扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

三の三　児童扶養手当法施行規則第三条の三第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる情報

イ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ロ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ハ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ニ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ホ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ　地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

四　［略］

五　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

［ホ～ワ　略］

六　［略］

第三十二条　法別表第二の六十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　第一号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ・ニ　［略］

二　老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　第二号被措置者等又は当該措置に係る者の生計を維持している者に係る市町村民税に関する情報

ハ・ニ　［略］

三　［略］

第三十三条　法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

［一～三　略］

四　市町村民税に関する情報

五～七　［略］

［号を加える。］

四　［同上］

五　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

ニ　当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

［ホ～ワ　同上］

六　［同上］

第三十二条　法別表第二の六十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

二　老人福祉法第十一条の福祉の措置の実施に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

三　［同上］

第三十三条　法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］